

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年9月4日(2008.9.4)

【公表番号】特表2007-532510(P2007-532510A)

【公表日】平成19年11月15日(2007.11.15)

【年通号数】公開・登録公報2007-044

【出願番号】特願2007-506734(P2007-506734)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/00 (2006.01)

A 6 1 P 13/12 (2006.01)

A 6 1 P 13/02 (2006.01)

C 0 7 K 5/00 (2006.01)

C 0 7 K 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/02

A 6 1 P 13/12

A 6 1 P 13/02

C 0 7 K 5/00 Z N A

C 0 7 K 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月11日(2008.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象(subject) (ただし、ヒトを除く) の血清中の血中尿素窒素濃度を低減させる方法であって、

マウスの腎虚血再かん流(reperfusion)テストに基づいて対象の血清中の血中尿素窒素濃度を低減させる活性を有するオリゴペプチドを含む組成物を対象に投与することを含み、前記オリゴペプチドが、配列Q G V又はM T R V(配列番号1)を含む方法。

【請求項2】

前記対象が、急性腎不全を患っている請求項1に記載の方法。

【請求項3】

オリゴペプチドが、A Q G V(配列番号2)からなる請求項1に記載の方法。

【請求項4】

組成物が、対象に対して非経口投与される請求項1に記載の方法。

【請求項5】

組成物が、対象に対して経口投与される請求項1に記載の方法。

【請求項6】

組成物が、オリゴペプチド及びP B Sを主成分とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

オリゴペプチドが、合成起源である請求項1に記載の方法。

【請求項8】

対象の体重に対し量にして約0.25～約1.0mg/kgの組成物のオリゴペプチドを静脈から患者に投与する請求項3に記載の方法。

【請求項 9】

オリゴペプチドの長さが、3～12個のアミノ酸である請求項1に記載の方法。

【請求項 10】

組成物が1～3種のオリゴペプチドを主成分とする請求項1に記載の方法。

【請求項 11】

対象が、持続性減尿症を患っている請求項1に記載の方法。

【請求項 12】

対象の腎臓が、対象の体重1キログラム当たり1時間で1/2mlを超える尿を生産しない請求項1に記載の方法。

【請求項 13】

対象の血清カリウムレベルが、血清1リットル当たり 6.5 mmol を超える請求項10に記載の方法。

【請求項 14】

対象(subject)の血清中の血中尿素窒素濃度を低減させるために前記対象に投与する組成物であって、

マウスの腎虚血再かん流(reperfusion)テストに基づき決定された対象の血清中の血中尿素窒素濃度を低減させる活性を有するオリゴペプチドを含み、

前記オリゴペプチドは、配列QGV又はMTRV(配列番号1)を含む、組成物。

【請求項 15】

前記対象が急性腎不全を患っている、請求項14に記載の組成物。

【請求項 16】

オリゴペプチドがAQGV(配列番号2)からなる、請求項14に記載の組成物。

【請求項 17】

組成物が対象に対して非経口投与される、請求項14に記載の組成物。

【請求項 18】

組成物が対象に対して経口投与される、請求項14に記載の組成物。

【請求項 19】

組成物がオリゴペプチド及びPBSを主成分とする、請求項14に記載の組成物。

【請求項 20】

オリゴペプチドが合成起源である、請求項14に記載の組成物。

【請求項 21】

対象の体重に対し量にして約0.25～約10mg/kgの組成物のオリゴペプチドを静脈から患者に投与する、請求項16に記載の組成物。

【請求項 22】

オリゴペプチドの長さが3～12個のアミノ酸である、請求項16に記載の組成物。

【請求項 23】

組成物が1～3種のオリゴペプチドを主成分とする、請求項14に記載の組成物。

【請求項 24】

対象が持続性減尿症を患っている、請求項14に記載の組成物。

【請求項 25】

対象の腎臓が、対象の体重1キログラム当たり1時間で1/2mlを超える尿を生産しない、請求項14に記載の組成物。

【請求項 26】

対象の血清カリウムレベルが血清1リットル当たり 6.5 mmol を超える、請求項23に記載の組成物。